

むつ市議会第153回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成30年8月8日（水曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第3 議案第52号 工事請負契約について

（むつ市総合アリーナ建設工事に係る工事請負契約を締結するためのもの）

第4 報告第21号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	9番	菊 池 広 志
10番	東 健 而	11番	佐 賀 英 生
12番	富 岡 修	13番	大 瀧 次 男
14番	中 村 正 志	15番	濱 田 栄 子
16番	浅 利 竹 二 郎	17番	佐々木 肇
18番	齐 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
21番	川 下 八 十 美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾 郎
25番	鎌 田 ち よ 子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（2人）

8番	石 田 勝 弘	20番	村 中 徹 也
----	---------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 会 長 委 員	畑 中 政 勝	農 委 員 業 会 長 職 務 代 理	村 口 利 光
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	財 務 部 務 監 調 整	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健 康 推 進 部 長 つ く	徳 田 暁 子	子 ども も い 長 み 部 だ ら	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規	都 市 整 備 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長 所	二 本 柳 茂	大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

総括主幹
主任主査

奥本聡志
堂崎亜希子

主幹 葛西信弘
主査 井田周作

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（白井二郎） ただいまからむつ市議会第153回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（白井二郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、6番目時睦男議員及び15番濱田栄子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（白井二郎） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3～日程第4 議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（白井二郎） 次は、日程第3 議案第52号 工事請負契約について及び日程第4 報告第21号 専決処分した事項の報告についての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま上程されました議案及び報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第52号 工事請負契約についてであります。本日は、むつ市総合アリーナ建設工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、報告第21号についてであります。これは、本年4月25日にむつ市横迎町一丁目地内の私有地において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました議案及び報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（白井二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました議案及び報告については、この後質疑等を行います。ここで議案熟考及び議事整理のため、午前10時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました1議案1報告については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第52号

○議長（白井二郎） まず、議案第52号 工事請負契約についてに対する質疑に入ります。

本案は、むつ市総合アリーナ建設工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、10番東健而議員。

○10番（東 健而） 10番、市誠クラブの東健而であります。第153回臨時議会、議案第52号、むつ市総合アリーナ建設の工事請負契約について、市民から心配の声が上がっていますので、簡単に4点についての質疑をさせていただきます。

まず1点目ですが、落札金額が前回の金額を下回った理由について伺います。

今回落札金額が予定価格より下がり、業者は43億2,540万円で落札したとありますが、これは行政側の設定した45億円という概算工事費には近い価格であります。大幅なアップ価格が圧縮できたのにはどんな要因があったのか、部分的な設

計変更があったのではないかと、工事価格が下がった理由は何か伺います。また、このほかに何か別途工事を考えているかどうか。

2点目ですが、条件付き一般競争入札についての意味についてであります。契約の方法が条件付き一般競争入札と表記されています。なぜ入札が条件付きでなければならないのか、この条件とは何か、条件付きとはどういうことかご説明願います。

3点目、着工後の追加工事と工期延長についてであります。着工後、工事金額が膨れ上がる心配はないか、さらなる合併特例債や税の繰り出し負担にならないかどうか。また、工事期間が平成32年の3月20日までと提示されました。計画当初から着工が進まず、工事期間の短縮が心配ですが、不調に終わりました前回の説明からもう数カ月が経過しています。一日も早い完成が待たれますが、この工期がおくれることがないかどうか伺います。

4点目、前回の見積価格より工事額が低くなったことによる影響についてであります。民間の一般建築では、予算に応じて工夫を凝らし、できるだけ施主の要望に応じた建築を心がけているようですが、公的な考え方は民間との考え方と違うのは理解しているつもりであります。工事価格が下がったことで、それなりの価値観が低い建物にならないか心配であります。

また、このことで請負業者が支払う下請業者の保険や義務を下請業者に強要したり負担させたりすることがないか、使用資材の材質、品質に問題が生じるようなことはないか伺います。

以上、4点についてご答弁を求めます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目、落札金額が前回の金額を下回っ

た理由ということでありまして、お尋ねの中で、行政側の設定した45億円という概算工事費というふうにありましたけれども、これは恐らく基本設計時か何かの額だと思いますが、我々今回設定した額との関係でいきますと、これ予定価格を事前公表しておりますので、ほぼ同額の落札額となっております。したがって、大幅な価格の圧縮あるいは部分的な設計変更というものは行っていないということがまず事実でございます。

2点目でありまして、条件付き一般競争入札の意味ということですが、これ端的に言いますと、やはり地元業者への配慮が必要だというふうに判断したためであります。条件をつけない一般競争入札であれば、全国のあらゆる工事事業者であっても、申請すれば入札に参加できるようになります。不特定多数の範囲の広い参加によりまして、市外、県外業者が単体で受注した場合など、地元における雇用機会や資材調達などの面で地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。したがって、本工事の入札におきましては、施工能力のない業者や当市に縁のない業者が受注することがないよう、代表となる市外業者、構成員となる市内業者により、2または3者による共同企業体を参加要件とする条件を付して一般競争入札を行ったものであります。

質問の3点目、着工後の追加工事と工期の延長ということでありまして、追加工事については、これは公共事業につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律など関係法令を遵守し、適切な工事の施工に努めるため、社会情勢の変動等により資材単価及び労務費の高騰、遠隔地からの労働者の確保が必要となった場合などの事例が発生した場合には契約金額の変更が生じることがあり得ます。ただ、これもしっかりとした形で、これから監督をしていきたいと思っております。

また、2019年度末の完成を目指して建設を進めてまいりたいと考えておりますけれども、1回目の不調ということがありました。それから2カ月程度経過しておりますので、この分については恐らく工期も少し延びるかもしれませんが、いずれにいたしましても、安全な労働環境を確保しながら、工期についてはできる限りあらかじめ皆様にお知らせをした工期を守っていただけるよう監督をしていきたいと考えております。

最後4点目でありまして、前回の見積価格より低くなったことによる影響ということですが、公共工事はやはり品質の確保というのが最も重要であります。建設業法第19条の3の規定によりまして、下請に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないというふうにされておりますことから、今議員のご懸念のありました下請業者に対する措置については、関係法令に基づいて適切な実施が求められていると考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お尋ねの1点目の中で、何か別途工事を考えているかということについてお答えをさせていただきます。

総合アリーナ整備事業としては、今後駐車場整備等の外構工事を別途発注することとしております。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） この総額は、43億二千何百万という金額でございますが、別途工事があった場合、これがまた加算されるわけですね。そうすると、この総工費は一体どのぐらいになるのでしょうか。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

総合アリーナ整備事業では、本提案の総合アリ

一ナ建設工事のほか、駐車場整備等の外構工事費として2億1,000万円を当初予算に計上しておりますので、工事の予算総額は45億5,548万9,000円となります。現時点におきましては、このほかに工事の予定はありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） 了解いたしました。

このぐらいの程度であれば、予定の工事費と同等ということでございますので、このまま進めていければ一番よいのではないかと思います。

また、前回の不調の原因は資材の高騰によるものと推察されるとの説明がありました。今回の43億2,540万円は、その値上がり分を考慮した工事金額だと思います。しかし、これから先も予想を超えた値上がりがあった場合、それをどこが補填するのでしょうか。業者が行政かということになります。行政側では、今後の資材や備品価格の上昇についてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） これからの高騰ということは、基本的には想定しておりませんが、ただ唯一考えられるのが、労働者の確保という観点から、遠隔地からこの労働者を確保しなければいけないということがあり得ます。そういう意味では、その遠隔地から労働者の確保が必要となった場合の費用ということでいきますと、これはあくまでも試算ですけれども、宿泊費などを含めて1億円程度ということは、今後その増減する可能性はあるというふうに考えております。

このことが財政的にどういう影響があるかということでもありますけれども、総事業費が例えば1億円増加した場合、この1億円分の増加については、合併特例債を財源として償還期間を25年で試算すると、償還額は年間420万円ということにな

ります。このうち交付税措置される7割を差し引くと、年間126万円の増ということになりますので、財政健全化指標について、この指標に大きく影響することはないというふうに認識をしております。

以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（白井二郎） 東健而議員に申し上げます。

会議規則第57条の規定により、質疑は、同一議題について3回までとなっておりますので、ご協力を願います。

これで東健而議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 同議案に何点か質疑させていただきます。

まず最初のお尋ねですが、前回不落になった入札と、今回入札の予定価格の差額はどのくらいだったのかをお聞きしたいと思います。そして、その理由というのは何かというの、あわせてよろしくお願ひします。

そして、2点目ですが、予定価格が膨らまないような工夫をしたのかどうかというのをお聞きいたします。

3点目ですが、落札率は幾らだったのか。

4点目ですが、予定価格を先ほど市長のほうで少しおっしゃいましたが、予定価格を事前に公表したうえで今回は入札方法だったのかと。そして、前回の不落になった入札も、同様の事前に予定価格を公表したうえでの入札方法だったのかというのをお聞きしたいと思います。

あと最後であります。入札状況を見ますと、1企業体だけであったということですが、できればやはり数者というか、5者ぐらいが参加して、その中で競争して入札という形になれば理想だったと思うのですが、そういう意味では競争原理が働いた公平公正な入札だったのかと

いうのをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず第1点目、前回入札と今回入札の予定価格の差額ということでありまして、前回は随意契約での発注であったため、予定価格を公表しておりません。ただ、そういう意味では予定価格との差額ということにはちょっとお答えできないのですけれども、参考までに平成30年度当初予算額との差額という意味では1,900万円となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、2点目でありますけれども、予定価格が膨らまないような工夫ということでありまして、これまで基本設計、実施設計を通じまして、配置、平面計画、意匠、それから工法について技術的な工夫を施して建設コストの低減に努めてまいりました。具体的なこの建設コストの低減については、今部長から答弁させますけれども、このような形で努力をしております。

なお、予定価格につきましては、公共工事の積算基準に基づいて積算した設計額をもとに適切に設定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目でありますけれども、落札率ということではありますが、落札率は99.9%となっております。

4点目でありますけれども、予定価格を事前に公表したうえでの入札方法だったのか、前回の入札も同様の入札方法だったのかということでありまして、今回は予定価格を事前に公表しております。前回は随意契約での発注であったため、予定価格の公表は行っておりません。

最後5点目ではありますが、適正な競争原理が働いたかということでありまして。募集をかけた時点では、これは全国のどの事業者、業者にもチャン

スはあったわけでありましてけれども、応募してきたのが1者のみということでありました。今回採用した条件付き一般競争入札は、JVによる入札参加者の有無や参加数について非公表としておりますので、そういった点については公平公正な入札が行われたものと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 基本設計、実施設計における建設コストの低減の工夫をどのようにしたかということについてお答えいたします。

まず、会議室、研修室、控室、これらを兼用することによって、部屋の数減らすことによって全体の面積を抑える工夫をしております。

また、器具庫を二重床にすることによって、収容器具の容量を確保しながら面積を抑えるという工夫をしております。

また、観覧席については、メインアリーナ観覧席、1階席を仮設とし、2階席の常設固定1,050席というような形で当初の2,000席から半減させることによって工費の節減に当たっております。

意匠につきましては、外観デザイン、これを正面は列柱を配置して、その他の面についてはコンクリートの打ちっ放しの仕上げとしてコストの削減に配慮をしております。

また、工法につきましては、基礎工法、屋根構造の工法につきまして、より品質を確保しながら、コストが低減される工法の選定を行っております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 予定価格を下げるような、膨らまないようないろんな努力はしたということがあります。再度その部分を確認したいのですが、我々に渡された分厚い資料と比較してちょっとお答え願いたいのですが、ここでは総事業費が44億

9,200万円ということで、その中で建設工事費39億2,000万円、これは消費税を含む金額だということで、我々にこの資料があるのですが、今回入札した工事の部分というのは、まさにこの39億2,000万円の部分の工事だということでよろしいのか。これ消費税含むという金額ですから、そういうことになると、今回は43億2,540万円ということですから、この資料と比較して4億円ぐらいふえているということで、最初から結局1回目の入札と今回の入札というのは、そもそもこの39億2,000万円からもう既に4億円ほど予定価格が上回った形で入札をかけたということによろしいのかどうか、それをちょっと確認させていただきま

す。

それと、予定価格を事前に公表したうえでの入札方法に切りかえたのはなぜなのかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、こういう形の入札は、私は今まで余り記憶ないのですが、ほとんど予定価格は公表しないで入札するというので、今回公表したうえでの入札に切りかえたのはなぜかということをお聞きしたいと思います。

また、予定価格を事前に公表する場合の何か要領というかルールというか、そういうのをむつ市はきちんと設置してあるのかどうかということを確認したいと思います。例えば青森市の場合は、「予定価格の事前公表に関する要領」というのをつくっていろいろ対応しているのですが、こういうのをむつ市もきちんとつくって公表したのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず第1点目でありますけれども、恐らく今横垣議員のお手元の資料というのは、基本設計時の資料でありまして、実施設計の時点でこの概算工事費等は既に変わってございます。その説明につ

いては、議会の中で予算を審議していただく中でご説明を申し上げているというふうに理解しておりますので、その差額については基本設計時と実施設計時の差額であるにご理解ください。

それから、2点目でありますけれども、前回は随意契約で、それから今回入札なのはなぜかということでありまして、前回そもそも公募型指名競争入札ということでやらせていただいております。その際に、入札参加者が1者、これ我々想定外だったのですけれども、1者となってしましまして、この1者となった場合、予定価格を事前に公表してしまうと、予定価格と同額で札を入れるというようなこともあり得ますので、そういうことになりましたと、透明性ですとか、あるいは客観性ですとか、そういったものは確保できないということになりますので、その入札は行わないことといたしまして、予定価格を非公表としたまま随意契約とさせていただきました。

今回は、前回の反省を踏まえてということでありまして、他の自治体の事例等を参考にいたしまして、事前に郵送で入札を行うことにいたしました。このことによって、その会場というのはいないですから、誰が実際その入札に参加したかというのは、どの業者もわからない状況になります。そういったことで、前回の随意契約になったときの問題点というのを解消されるということになりますので、今回の入札に至ったものであります。

お尋ねの3点でありますけれども、予定価格事前公表のルールについては、これはむつ市契約規則の中で定められておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 1点目のほうであります、建設工事費、我々の資料のほうがちよっとまだ古いものだったということですが、そうす

ると、この古い資料に比べて今回4億円ふえたということでは間違いはないですか。そこのところを……

（「それは予算の中で説明して
いて、それはふえて……」の
声あり）

○議長（白井二郎） 市長……

○5番（横垣成年） きちんと答弁……その部分、39億2,000万円が結果的には今回の43億2,540万円ということになったということですのでよろしいですか。そして、総事業費が結局、我々のちょっと古い資料によると44億9,000万円、およそ45億円でございしますが、これが4億円ふえて、今回の入札の結果49億円という形の総事業費になるということですのでよろしいか。先ほどちょっと外構のほうの工事費が、何か2億1,000万円というふうな金額も言っていましたから、それでまた3,000万円ふえているのですが、そういうのを含めて、結果として総事業費が45億円から49億円になったということで、そのところ、しっかり答弁よろしく願います。

それと、予定価格を事前に公表するうえで、庁内ではそれなりに規則があるような答弁しましたが、青森市の場合は、先ほど市長のほうで予定価格を事前に公表するといろんな諸問題があるというふうなことを言った部分をきちんと踏まえたうえで要領というのをつくってありまして、当然1,000万円というふうに予定価格をやると、もう999万円というふうな形で、試算をしないで、単純にそういうふうな形で入札するというふうな安易な入札方法が見られるというふうなことで、またあと1者だけになる場合が非常に問題があるということで、例えば入札参加者が1者のときは入札を行わないこととするとか、いろいろ規制を設けておりますものですから、こういう規制をぜひむつ市もそれなりにきちんと設けて、これから対

応してもらいたいなというふうに思うのですが、こういう形の要領があるかどうかというのをちょっと確認だけさせてもらいます。もしないのであれば、ぜひ青森市を参考に、こういうのをつくってほしいなというふうに思います。

以上、2点よろしく願います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、平成30年度の予算のところ、私十分にこの話は説明させていただいて、御議決をいただいたというふうに理解をしておるのですが、改めて説明をさせていただきますと、基本設計のその時点での本体工事費というのは39億2,000万円ということでありました。実施設計、今回の予算ベースでありますけれども、この時点で43億4,548万9,000円ということになってございます。これは、資材価格の高騰ですとか、そういった労務単価の上昇ですとか、そういったところを反映して、そのような形になっております。その結果、外構工事も含めまして、総事業費でいきますと、その基本設計時点では44億9,293万5,000円だったところが、平成30年度当初予算ベースでいきますと、49億6,082万2,000円ということになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、2点目でありますけれども、通常1者になった場合に、これをどのように処理するかということについては、契約放棄の部分については現状定めはないわけでございますけれども、我々の運用として入札は行わないということで取り扱わせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 質疑をさせていただきます。一部重複するところがあるかと思いますが、よろ

しくお願ひしたいと思ひます。

まず1点目といたしまして、前回の定例会で私たちに説明されたところでは、市が設定した予定価格と最近の建設コストの高騰を加味して建設会社が見積もった価格との間に乖離が生じているものと市のほうでは推察しているということでありました。また、その後の対応としましては、関係者からヒアリングを踏まえて発注方法や工事内容等を検討し、適切な措置を講じるということでありましたが、今回この関係者からのヒアリングによって市が設定した価格との乖離の理由というものはどの点であったのか、まずお伺ひしたいと思います。

また、それを踏まえまして、今回の入札で新たに講じた措置というものは具体的にはどうしたことだったのか。

3点目として、これはちょっと重複しますが、それらも踏まえた結果だと思ひますけれども、入札方式を変更した理由について、3点お聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず第1点目、関係者からのヒアリングによって市の設定した価格との乖離、この理由についてでありますけれども、主に遠隔地労働者の分を考慮していなかったということ、それが理由でございます。

それから、2点目でありますけれども、今回の入札で新たに講じた措置ということですが、この遠隔地労働者の条件を明示するということが主なものでありまして、そのほか予定価格の公表を行い、参加条件を緩和させていただいております。

3点目でありますけれども、入札方式を変更した理由ということですが、これは2点目と同様の理由になりますが、参加条件を緩和し、広

く参加を可能とするということが理由であります。この遠隔地労働者、ちょっとわかりづらいのですが、これだけ大規模な公共工事になりますと、地元の労働者だけではなく2年間にわたって工事が実施できないということになります。したがって、我々のむつ市以外からも労働者を募って、この工事を施工するため、そのための費用の見積もりという部分が我々のところで少し甘かった部分があったというのが原因でございます。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 大きな乖離の理由としては、遠隔地労働者という部分をご説明いただきました。今回の公告書類というのですか、それにはこれらの費用を後から増額できるような条項をきちんと明記したうえで入札したということですが、後から増額できる、上乘せができる費用というのは、主には遠隔地労働者分だと思いますが、そのほかには何か想定はしていますでしょうか。

また、この増額部分については、ある程度の上限というのは市のほうでは想定しているのか、また設ける予定でいるのか、そのあたりお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 基本的には、その他の支出増ということは想定はしておりません。ただ、社会情勢の変化によって、資材価格ですとか労務単価というものが、これ上昇する可能性はございますので、そうした部分は負担増ということは考えられます。

いずれにいたしましても、全体の10%以上工事金額が変更、契約内容が変更になった場合には、議会の議決をいただくということがルールのごとでございますので、そういった際にはまたご相談申し上げたいと思ひますし、今回の遠隔地労働者

の増分ということについては、現時点では最大1億円程度ということでの想定をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇報告第21号

○議長（白井二郎） 次は、報告第21号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

報告第21号については、文書のとおりであります。ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（白井二郎） これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第153回臨時会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会